

# 福島県立郡山商業高等学校創立百周年記念事業実行委員会会則

第1条 本会は「福島県立郡山商業高等学校創立百周年記念事業実行委員会」（以下「実行委員会」と言う）と称し、事務局を郡山商業高等学校内に置く。

第2条 本会は、創立百周年記念事業を遂行することを目的とする。

第3条 本会は、福島県立郡山商業高等学校同窓会を推進母体とし、福島県立郡山商業高等学校および同校父母と教師の会、同校教育活動後援会、ならびに本記念事業への賛意を有するその他の人々の協力をもって組織する。

第4条 1. 本会に次の役員を置く。

委員長	1名	(同窓会長)
副委員長	若干名	(同窓会副会長およびPTA・教育活動後援会長)
常任委員	若干名	(第9条の2の定めによる)
事務局長	1名	(教頭)
監査	若干名	(同窓会監査およびPTA監査)
顧問	若干名	(校長、旧職員および会長委嘱の人物)

2. 事務分掌は次のとおりとする。

実行委員長は本会を代表し、会務を統括する。

副委員長は委員長を補佐し、各担当専門委員会を統括する。

常任委員は本会運営のため必要な事項を審議する。

事務局長は事務局を統括する。

監査は本会の会計について監査する。

顧問は本会の会務運営について、委員長の諮問に応ずる。

第5条 役員の任期は、本会の目的が達成され、本会が解散するまでとする。

第6条 本会に次の委員会と局を置き、それぞれの所管事項を分掌する。

常任委員会	本会運営に関する必要事項等の審議 各専門委員会の連絡調整に関すること
記念事業委員会	同窓会館「五百陵会館」の改装に関すること
財務委員会	募金計画の立案およびその推進に関すること
記念行事委員会	記念式典・記念祝賀会に関すること
記念誌委員会	百周年記念誌の編纂に関すること
事務局	庶務・会計に関すること

第7条 常任・専門委員会の委員長、副委員長、委員ならびに事務局の局長、局次長、局員若干名は、実行委員長が委嘱する。

第8条 1. 本会は、実行委員長が必要に応じ招集し、重要事項を審議する。

2. 各専門委員会は、担当委員長が招集し、所管事項を審議する。

第9条 1. 常任委員会は、必要に応じ実行委員長が招集し、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 実行委員会により委任された事項

(2) 実行委員会を招集するいとまのない緊急の事項

(3) 実行委員長が必要と認めた事項

2. 常任委員会の構成は次のとおりとする。

実行委員長・副委員長、各専門委員長・副委員長、事務局長・局次長

ただし、常任委員会には顧問および事務局員も出席することができる。

第10条 本会の財源は、寄附金およびその他の収入とする。

第11条 本会の会則は、平成29年11月1日から施行する。